弁護士報酬基準（谷田経営法律事務所）

第１章　総則

（目的および趣旨）

第１条　谷田経営法律事務所における弁護士報酬決定の指針を示すことを目的として本基準を定めます。なお，事案の難易度・予想される事務処理量に応じて，本基準記載の金額から一定の増減調整がなされることがあります。

（弁護士報酬の種類）

第２条　弁護士報酬は，法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料・日当および着手前調査費用とします。

２　前項記載の各報酬の定義は，次のとおりです。

（１）法律相談料：依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定のほか，電話・ウェブ会議・電子メール・ファックスその他書面による相談に対する簡易な回答を含む）の対価をいいます。

（２）書面による鑑定料：依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。

（３）着手金：事件または法律事務（以下，「事件等」という）の性質上，委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて，その結果のいかんにかかわらず，受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

（４）報酬金：事件等の性質上，委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて，その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

（５）手数料：原則として１回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

（６）顧問料：契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

（７）日　当：弁護士が，委任事務処理のために事務所所在地を離れ，移動によってその事件等のために時間を費やすこと（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいいます。

（８）着手前調査費用：弁護士が，受任前に法律関係や・事実関係につき，事前処理を行なったが，受任に至らなかった場合の対価をいいます。

（弁護士報酬の支払時期）

第３条　着手金は，事件等の依頼を受けたときに，報酬金は，事件の処理が終了したときに，その他の弁護士報酬は，この基準に特に定めのあるときはその規定に従い，特に定めのないときは，依頼者との協議により定められたときに，それぞれ支払いを受けることとします。

（事件等の個数等）

第４条　弁護士報酬は，１件毎に定めるものとし，裁判上の事件は審級ごとに，裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって，１件とします。

但し，第３章第１節において，同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については，特に定めのない限り，最終審の報酬金のみを受けることとします。

２　裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは，別件とします。

（弁護士の報酬請求権）

第５条　弁護士は，各依頼者に対し，弁護士報酬を請求させていただきます。

２　次の各号の一に該当することにより，受任件数の割合に比して１件あたりの執務量が軽減されるときは，弁護士は，第２章ないし第５章および第７章の規定にかかわらず，弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することがあります。

（１）　依頼者から複数の事件等を受任し，かつその紛争の実態が共通であるとき。

（２）　複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け，委任事務処理の一部が共通であるとき。

３　１件の事件等を複数の弁護士が受任したときで，各弁護士と依頼者と合意したときは，各弁護士は依頼者に対し，それぞれ，本基準に定める弁護士報酬を請求することができます。

（委任契約書の作成）

第６条　弁護士は，事件等を受任した後，必要に応じ，速やかに，委任契約書を作成し，契約を締結致します。

（弁護士報酬形態の変更）

第７条　着手金および報酬を受ける事件等につき，依頼の目的を達することについての見通しまたは依頼者の経済的事情その他の事情により，着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは，弁護士は第３章の規定にかかわらず，依頼者と協議のうえ，着手金を減額して報酬金を増額することができることとします。

（弁護士報酬の特則による増額）

第８条　依頼を受けた事件等が，重大もしくは複雑なとき，審理もしくは処理が長期にわたるときまたは受任後同様の事情が生じた場合において，前条または第２章ないし第４章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは，弁護士は依頼者と協議のうえ，その額を適正妥当な範囲内で増額することができることとします。

（消費税に相当する額）

第９条　消費税法（昭和６３年法律第１０８号第６３条の２）に基づく，弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を，依頼者は別途支払うものとします。

　但し，消費税法の改正により，税率の変更があった場合には，その時点での税率の定めに従うものとします。

第２章　法律相談等

（法律相談料）

第10条　法律相談料は,相談の内容･必要となる事前調査の事務処理量に応じ,事前に３０分５０００円以上２万円以下（税抜。以下同じ）の間で決定の上，相談希望者に告知します。

（書面による鑑定料）

第11条　書面による鑑定料は金２０万円以上とします。

２　前項において，事案が複雑または特殊な事情があるときは，弁護士は依頼者と協議のうえ，前項に定める額を減額ないし増額した額の書面による鑑定料を受けることができます。

第３章　着手金および報酬金

第１節　民事事件（通則）

（民事事件の着手金および報酬金の算定基準）

第12条　本節の着手金および報酬金については，この基準に特に定めのない限り，着手金は事件等の対象の経済的利益を，報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

（経済的利益－算定可能な場合）

第13条　前条の経済的利益の額は，この報酬基準に定めのない限り，次の各号のとおり算定します。

（１）金銭債権は，債権総額（利息および遅延損害金を含む)。

（２）将来の債権は，債権総額。

（３）継続的給付債権は，債権総額の１０分の７の額。但し，期間不定のものは，７年分の額。

（４）賃料増減額請求事件は，増減額分の５年分の額。

（５）所有権は，対象たる物の時価相当額。

（６）占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は，対象たる物の時価の２分の１の額。但し，その権利の時価が対象たる物の時価の２分の１の額を超えるときは，その権利の時価相当額。

（７）建物の所有権に関する事件は，建物の時価相当額にその敷地の時価の３分の１の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権および使用借権に関する事件は，前号の額に，その敷地の時価の３分の１の額を加算した額。

（８）地役権は，承役地の時価の２分の１の額。

（９）担保権は，被担保債権額。但し，担保物の時価が債権額に達しないときは，担保物の時価相当額。

(10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権および担保権等の登記手続請求事件は，第５号，第６号，第８号および前号に準じた額。

(11) 詐害行為取消請求事件は，取消請求債権額。但し，取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは，法律行為の目的の価額。

(12) 共有物分割請求事件は，対象となる持分の時価の３分の１の額。但し，分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については，争いの対象となる財産または持分の額。

(13) 遺産分割請求事件は，対象となる相続分の時価相当額。但し，分割の対象となる財産の範囲およびその相続分について争いの無い部分については，その相続分の時価相当額の３分の１の額。

(14) 遺留分侵害額請求事件は，対象となる遺留分侵害額相当額。

(15) 金銭債権についての民事執行事件は，請求債権額。但し，執行対象物件の時価が債権額に達しないときは，執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは，その負担を考慮した時価相当額）。

（経済的利益算定の特則）

第 14 条　前条で算定された経済的利益の額が，紛争の実態に比して明らかに大きいときは，弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで，減額することがあります。

２　前条で算定された経済的利益の額が，次の各号の一に該当するときは，弁護士は経済的利益の額を紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。

（１）　請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため，前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

（２） 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が，前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益－算定不能な場合）

第 15 条　第 13 条により，経済的利益の額を算定することができないときは，その額を金５００万円とします。

２　弁護士は，依頼者と協議のうえ，前項の額を事件等の難易・軽重・手数・時間および依頼者の受ける利益等を考慮して，適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

第２節　民事事件（通常事件）

（民事事件の着手金および報酬金）

第 16 条　訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件および仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く）の着手金および報酬金は，この報酬基準に特に定めのない限り，経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。但し，着手金については２０万円を最低額とします。

・着手金

経済的利益が 300 万円以下の場合　　経済的利益の 8%

300 万円を超え 3000 万円以下の場合 経済的利益の 5%+9 万円

3000 万円を超える場合　　経済的利益の 3%+69 万円

・成功報酬

経済的利益が 300 万円以下の場合　　経済的利益の 16%

300 万円を超え 3000 万円以下の場合 経済的利益の 10%+18 万円

3000 万円を超える場合　　経済的利益の 6%+138 万円

２　本条に定める着手金および報酬金は，事件の内容により，増減額することができることとします。

３　民事事件につき，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，本条第１項にかかわらず，着手金を適正妥当な範囲内で追加請求することがあります。

（調停事件および示談交渉事件）

第 17 条　調停事件・示談交渉（裁判外の和解交渉をいう，以下同じ）事件および弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下，　「仲裁センター事件」という）の着手金および報酬金は，この報酬基準に特に定めのない限り，それぞれ第 16 条の規定を準用します。

但し，それぞれの規定により算定された額の３分の２に減額することができるものとします。

２　示談交渉事件から引き続き調停事件または，仲裁センター事件を受任するときの着手金は，この報酬基準に特に定めのない限り，第 16 条の規定により算定された額の２分の１とします。

３　示談交渉事件，調停事件または仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，この報酬基準に特に定めのない限り，第 16 条の規定により算定された額の２分の１とします。

４　前３項の着手金は金２０万円を最低額とします。

（契約締結交渉）

第 18 条　示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は，経済的利益の額を基準として，第 16 条に規定された金額の２分の１の金額とします。

２　本条に定める着手金および報酬金は，事件の内容により，増減額することができることとします。

３　前２項の着手金は，金２０万円を最低額とします。

（督促手続事件および手形・小切手訴訟事件）

第 19 条　督促手続事件および手形・小切手訴訟事件の着手金および報酬金は，この報酬基準に特に定めのない限り，それぞれ第 16 条の規定を準用します。

但し，それぞれの規定により算定された額の２分の１に減額することができるものとします。

２　示談交渉事件，調停事件または仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，この報酬基準に特に定めのない限り，第 16 条の規定により算定された額の２分の１とします。

３　前２項の着手金は金２０万円を最低額とします。

（保全命令申立事件等）

第 20 条　仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下，「保全命令申立事件」という）の着手金は，第 16 条の規定により算定された額の２分の１とします。但し，審尋または口頭弁論を経たときは，同条の規定により算定された額の３分の２とします。

２　前項の事件が重大または複雑であるときは，第 16 条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができることとします。但し，審尋または口頭弁論を経たときは，同条の規定により算定された額の３分の１の報酬金を受けることができることとします。

３　第１項の手続のみにより本案の目的を達したときは，前項の規定にかかわらず，第 16 条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。

４　保全執行事件は，その執行が重大または複雑なときは，保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金を受けることができるものとし，その額については，次条第１項および第２項の規定を準用します。

５　第１項の着手金および第２項の報酬金ならびに前項の着手金および報酬金は，本案事件と併せて受任したときは，本案事件と合算した金額にて委任契約を締結します。

６　保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は，金１０万円を最低額とします。

（民事執行事件等）

第 21 条　民事執行事件の着手金は，第 16 条の規定により算定された額の２分の１とします。

２　民事執行事件の報酬金は，第 16 条の規定により算定された額と同一とします。

３　民事執行事件の着手金および報酬金は，本案事件に引き続き受任したときでも，本案事件の着手金および報酬金とは別に受け取ることとします。但し，着手金は第 16 条の規定により算定された額の３分の１とします。

４　執行停止事件の着手金は第16条の規定により算定された額の２分の１とします。但し，本案事件に引き続き受任するときは，同条の規定により算定された額の３分の１とします。

５　前項の事件が重大または複雑なときは，第16条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができることとします。

６　民事執行事件および執行停止事件の着手金は，１０万円を最低額とします。

第３節　民事事件（特別事件）

（離婚事件）

第22条　離婚事件の着手金および報酬金は，次のとおりとします。但し，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

（１）　離婚交渉事件　着手金及び成功報酬　それぞれ金５０万円

（２）　離婚調停事件　着手金及び成功報酬　それぞれ金５０万円

（３）　離婚訴訟事件　着手金及び成功報酬　それぞれ金５０万円

２　前項の各事件において，財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは，弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として，依頼者と協議のうえ，第16条または第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することとします。

（家事審判事件の特則）

第23条　家事事件手続法別表第一に属する家事審判事件で，かつ，事案簡明なことが明らかなものについての弁護士報酬は１０万円以上３０万円以下の手数料のみとすることができます。

　但し，受任後，審理または処理が長期にわたる事情が生じたときは，第 16 条または第１７条の規定により算定された範囲内で，着手金および報酬を受け取ることとします。この場合には，手数料を着手金または報酬の一部に充当するものとします。

（境界に関する事件）

第24条　境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関す

る訴訟の着手金および報酬金は金６０万円以上１００万円以下とします。但し，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

2　前項の着手金および報酬金は，第16条の規定により算定された着手金および報酬金の額が前項の額を上回るときは，同条の規定によります。

3　境界に関する調停事件・仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は，事件の内容により，第１項の規定による額または前項の規定により算定された額のそれぞれ３分の２に減額することができることとします。

4　境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件または仲裁センター事件を受任するときの着手金は，第１項の規定による額または第２項の規定により算定された額のそれぞれ２分の１とします。

5　境界に関する調停事件・仲裁センター事件または，示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は，第１項の規定による額または第２項の規定により算定された額のそれぞれ２分の１とします。

6　前各項の規定にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，境界に関する事件の着手金および報酬金の額を，依頼者の経済的資力，事案の複雑さおよび事件処理に要する手数・時間等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

（借地非訟事件）

第 25 条　借地非訟事件の着手金は，借地権の評価額を経済的利益とした上で、第16条を準用して算定します。但し、２０万円を最低額とします。

2　借地非訟事件の報酬金は，次のとおりとします。但し，弁護士は依頼者と協議のうえ，報酬金の額を，事案の複雑さおよび事件処理に要する手数・時間等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

（1）　申立人については，申立が認められたときは，借地権の額の２分の１を，相手方の介入権が認められたときは，財産上の給付額を，それぞれ経済的利益の額として第16条の規定により算定された額。

（2）　相手方については，その申立が却下されたときまたは介入権が認められたときは，借地権の額の２分の１を，賃料の増額または財

産上の給付が認められたときは，賃料増額分の５年分または財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第 16 条の規定により算定された額。

（３）　借地非訟に関する調停事件，仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は，事件の内容により，前項又は(1)若しくは(2)に基づき算定された額の，それぞれ３分の２に減額することができることとします。

（４）　借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件または仲裁センター事件を受任するときの着手金は，前項の規定による額の２分の１とします。

（５）　借地非訟に関する調停事件，仲裁センター事件または示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は，前項の規定による額の２分の１とします。

（個人の債務整理）

第 26 条　個人（事業者を除く）の債務整理の報酬は，次のとおりとします。

１　自己破産申立

（１）　同時廃止が見込まれる事件　着手金３０万円

（２）　管財事件(簡易管財事件を含む)　着手金４０万円

いずれも成功報酬は預り金の残余です。

なお、法人の自己破産申立を断念せざるを得ない、当該法人代表者個人の自己破産申立については、当該法人を巡る事情に応じて適宜増額します。

２　個人再生申立（個人の通常再生申立は，次条の定めによります）

（１）　住宅ローン特例を利用しない場合　着手金４０万円

（２）　住宅ローン特例を利用する場合　着手金５０万円

いずれも成功報酬は預り金の残余です。

３　任意整理

着手金は債権者１社あたり３万円，成功報酬は債務減縮額の１０％及び過払金回収額の２５％。

（法人の債務整理）

第27条　法人（事業者を含む）の債務整理の報酬は，次のとおりとします。

１　自己破産申立

（１）　総負債額３０００万円未満の場合　着手金１２０万円

（２）　総負債額３０００万円以上１億円未満の場合
着手金１５０万円

（３）　総負債額１億円以上の場合　総負債額の１．５％
成功報酬は預り金の残余です。

２　民事再生申立事件

（１）　総負債額１億円未満の場合　着手金６００万円

（２）　総負債額１億円以上５億円未満の場合　着手金１０００万円

（３）　総負債額５億円以上の場合　総負債額の２％
成功報酬は負債カット額の２％です。

３　会社更生申立事件

（１）　総負債額５億円未満の場合　着手金５００万円

（２）　総負債額５億円以上　総負債額の１％
成功報酬は預り金の残余です。

第４節　行政手続

（行政上の不服申立事件等）

第28条　行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立ならびに行政手続事件の着手金は，第16条の規定により算定された額の３分の２とし，報酬金は同条の規定により算定された額の２分の１とします。

但し，審尋または口頭審理等を経たときは，同条の規定を準用します。

２　前項の着手金は，金２０万円を最低額とします。

第５節　刑事事件

（刑事事件の着手金）

第29条　刑事事件の着手金は，次のとおりとします。

１　被疑者段階　着手金５０万円以上

２　被告人（第一審）段階　着手金５０万円以上

３　被告人（控訴審）段階　着手金５０万円以上

４　被告人（上告審）段階　着手金５０万円以上

５　再審請求事件　着手金１００万円以上

（刑事事件の報酬金）

第30条　刑事事件の報酬金は，次のとおりとします。

１　被疑者段階　公判請求を回避した場合：着手金と同額

２　被告人（第一審）段階　懲役刑実刑を回避した場合：着手金と同額

３　被告人（控訴審）段階　懲役刑実刑を回避した場合：着手金と同額

４　被告人（上告審）段階　懲役刑実刑を回避した場合：着手金と同額

５　再審請求事件　再審手続が開始された時：着手金と同額

（保釈等）

第31条　保釈・拘留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・拘留理由開示等の申立事件の着手金および報酬金は，１件につき，それぞれ金３０万円以上とします。

（告訴・告発等）

第32条　被害届の提出・告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続きの着手金および報酬金は，１件につき，それぞれ金３０万円以上とします。

第６節　少年事件

（少年事件の着手金）

第33条　少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は，次のとおりとします。

１　被疑者段階　着手金５０万円以上

２　家裁送致後　着手金５０万円以上

３　抗告　着手金５０万円以上

４　被告人段階(第一審)　着手金５０万円以上
５　被告人段階(控訴審)　着手金５０万円以上
６　被告人段階(上告審)　着手金５０万円以上
７　再審請求事件　着手金１００万円以上

（少年事件の報酬金）
第 34 条　少年事件の報酬金は，次のとおりとします。
１　家裁送致後　少年院送致を回避した場合：着手金と同額
２　抗告　少年院送致を回避した場合：着手金と同額
３　被告人段階(第一審)　懲役刑実刑を回避した場合：着手金と同額
４　被告人段階(控訴審)　懲役刑実刑を回避した場合：着手金と同額
５　被告人段階(上告審)　懲役刑実刑を回避した場合：着手金と同額
６　再審請求事件　再審手続が開始された時：着手金と同額

第４章　裁判上の手数料
（裁判上の手数料）
第 35 条　裁判上の手数料は，この報酬基準に別段の定めのない限り，事件等の対象の経済的利益の額を基準として，以下の各条に定めるとおり算定します。

（証拠保全）
第 36 条　証拠保全手続の手数料は，第 16 条の着手金の規定により算定された額の半額とします。

（即決和解）
第 37 条　即決和解の手数料は，第 17 条に準じて決定します。

（公示催告）
第 38 条　公示催告の手数料は，経済的利益の１０％とします。但し，１０万円を最低額とします。

（債権届出）

第 39 条　倒産整理手続の債権届出の手数料は，金５万円以上金１０万円以下とします。

第５章　裁判外の手数料

（裁判外の手数料）

第 40 条　裁判外の手数料は，この報酬基準に別段の定めのない限り，事件等の対象の経済的利益の額を基準として，以下の各条に定めるとおり算定します。

（調査費用）

第 41 条　事件着手前調査費用及び法律関係調査費用は，いずれも１件あたり５万円以上とします。

（遺言書作成）

第 42 条　遺言書作成に関連する費用は，次のとおりとします。

１　遺言書案の作成　金１０万円以上

２　公正証書遺言案の立案・遺言立会　金２０万円以上

（遺言執行）

第 43 条　遺言執行者の報酬は，遺産総額の１．５％ないし３％とします。但し，５０万円を最低額とします。

（会社の設立等）

第 44 条　会社の設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算の費用は，資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額の４％とします。

２　合併または分割については金２００万円を，特別清算については金１００万円を，その他の手続きについては金１０万円を，それぞれ最低額とします。

（株主総会指導等）

第 45 条　株主総会の指導等の費用は，金５０万円以上とします。

（現物出資等証明）

第 46 条　現物出資等の証明の費用は，１件あたり金３０万円以上とします。

（任意後見等）

第 47 条　任意後見契約および財産管理・身上監護の費用は，次のとおりとします。

1　契約締結に先立つ，依頼者の事理弁識能力の有無・程度や財産状況等の事情の調査費用：金５万円

2　契約締結後，依頼者の事理弁識能力を確認するために訪問して面談する際の費用：１回あたり金１万円以上５万円以下

3　日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理の報酬：月額３万円以上５万円以下

4　収益不動産その他の継続的な事務（前項の基本的事務を含む）の処理の報酬：月額５万円以上１０万円以下

5　前２項に該当しない事務処理（訴訟手続含む）を要した場合の報酬：別途，本報酬基準に定める弁護士報酬

（登記等交付手続）

第 48 条　登記簿謄本，戸籍謄抄本，住民票等の交付手続の費用は，１通につき金１０００円以上とします。

（複雑または特殊な事情がある場合）

第 49 条　本章に定める各手数料は，複雑または特殊な事情がある場合は，相当な範囲内で増額するものとします。

第６章　時間制

（時間制）

第 50 条　弁護士は，依頼者との協議により，受任する事件等に関し，本報酬規定の他に定める規定によらないで，１時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を，弁護士報酬として受けることができます。

２　前項の単価は１時間毎に金２万円以上とします。

但し，受任した事件等の処理に要した時間に，１時間に満たない端数が生じた場合，その端数は，切り上げるものとします。

３　弁護士は，具体的な単価の算定にあたり，事案の困難性・重大性・特殊性・専門性・新規性および弁護士の熟練度等を考慮し，前項の額を設定することとします。

４　弁護士は，時間制により弁護士報酬を受けるときは，予め依頼者から相当額を預かることができることとします。

５　弁護士は，時間制以外による弁護士報酬を定めた事件等について，予め設定した処理期間を超えた場合は，その超えた期間において，当該事件等の処理に要した時間につき，本条第１項ないし第３項の規定を適用することができることとします。

第７章　顧問料

（顧問料）

第 51 条　顧問料は，契約者の事業規模・弁護士が提供する役務の内容・種類などを考慮し，協議の上で決定する。但し，月額３万円を最低額とする。

２　顧問契約の内容は，以下に列挙した便益を，弁護士と契約者との間で協議して選択し決定する。

（１）　随時契約者の要望に応じて法律問題に対する助言を行うこと。助言は，弁護士の事務所における対面相談によることを原則とするが，契約者から要望があったときは，電話・E メール・ウェブ会議等の通信手段によることができる。

（２）　契約者の訴訟事件・第三者との交渉等を，個別委任契約の締結により受任すること。なお，個別委任契約に伴い別途生じる弁護士費用については，本報酬基準に定める額より三割程度減額して決する。

（３）　契約者の従業員個人の法律問題に関し，初回３０分相談を実施すること。

（４）　契約者の業務に関連する A4 四枚以内の法律関係の書類（契約書，請求書，念書等）の確認・添削をすること。

（５）　契約者の業務に関連する A4 一枚以内の法律関係の書類（契約

書，請求書，念書等）の新規作成をすること

（６） その他，契約者の経営上有益な便益の提供

第８章　日　当

（日　当）

第 52 条　遠方裁判所および現地調査に際して生じる日当は次のとおりとします。

宮崎市内：無料

宮崎県内の宮崎市外地域：１回あたり４万円

宮崎県外：１回あたり５万円

２　前項にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

３　弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとします。

第９章　実費等

（実費等の負担）

第 53 条　弁護士は，依頼者に対し，弁護士報酬とは別に，収入印紙代，郵便切手代，謄写料，交通通信費，宿泊料，保証金，供託金，その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。

２　弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。

３　前項の概算額につき，不足が発生または見込めるに至った場合には，弁護士は依頼者に対し，追加の支払いを求めることができることとします。

４　弁護士は，依頼者から預かった実費等について，原告として事件等の処理が終了したときに精算するものとします。

（交通機関の利用）

第 54 条　弁護士は，出張のための交通機関については，あらかじめ依頼者と協議をして定めた運賃の等級を利用することができることとします。

但し，事前に協議をすることができない場合，または協議をしなかった場合には，中等以上の運賃の等級を利用することができることとしま

す。

第１０章　委任契約の精算

（委任契約の中途終了）

第 55 条　委任契約に基づく事件等の処理が，解任，辞任または委任事務の継続不能により，中途で終了したときは，弁護士は，依頼者と協議のうえ，委任事務処理の程度に応じて，受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し，または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求します。

２　前項において，委任契約の終了につき，弁護士のみに重大な責任があるときは，弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。但し，弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは，弁護士は，依頼者と協議のうえ，その全部または一部を返還しないことができることとします。また，受領済みの弁護士報酬の全部を返還することは，弁護士自身に責めに帰すべき事由があったことを認めるものではありません。

３　第１項において，委任契約の終了につき，弁護士に責任が無いにもかかわらず，依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき，その他依頼者に重大な責任があるときは，弁護士は弁護士報酬の全部（依頼者によって妨げられた成果に基づく成功報酬含む）を請求することができることとします。

　但し，弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは，その全部については請求することはできないものとします。

（事件等処理の中止等）

第 54 条　依頼者が着手金，手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは，弁護士は事件等に着手せず，またはその処理を中止することができるものとします。また、かかる着手の留保によって依頼者に損害が生じたとしても、弁護士はかかる損害を賠償する責めを負いません。

２　前項の中止を依頼人に対して通知する場合，依頼者が弁護士に届け出た連絡先（住所、電話番号、e メールアドレス等）に通知すれば足りるものとします。

（弁護士報酬の相殺等）

第55条　依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは,弁護士は,依頼者に対する金銭債務と相殺しまたは事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

２　前項の中止を依頼人に対して通知する場合，依頼者が弁護士に届け出た連絡先（住所、電話番号、ｅメールアドレス等）に通知すれば足りるものとします。

以　上

附則

この弁護士報酬基準は，平成２７年７月１日より施行します。